

令和 4 年第 3 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

令和 4 年 6 月 1 5 日

目 次

議第79号関係	1
議第88号関係	3

新大矢田トンネル工事の請負契約の変更について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 防災・安全交付金事業 (仮称) 新大矢田トンネル工事

工事場所：美濃市大矢田 地内

工事概要：一般県道^{かみのせき}上野関線は第2次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であり、当該箇所では、観光交流や産業振興の推進、災害時に有効に機能するネットワークの確保を目的にバイパス事業を進めている。

(仮称) 新大矢田トンネルは、現道の幅員狭小、急勾配、線形不良区間及び現道トンネルの大型車すれ違い困難の解消を図るため、トンネル整備を行うものである。

工事内容：トンネル工事

トンネル延長 623m

道路総幅員 8.5m

内空断面積 51.8㎡

工 法 NATM

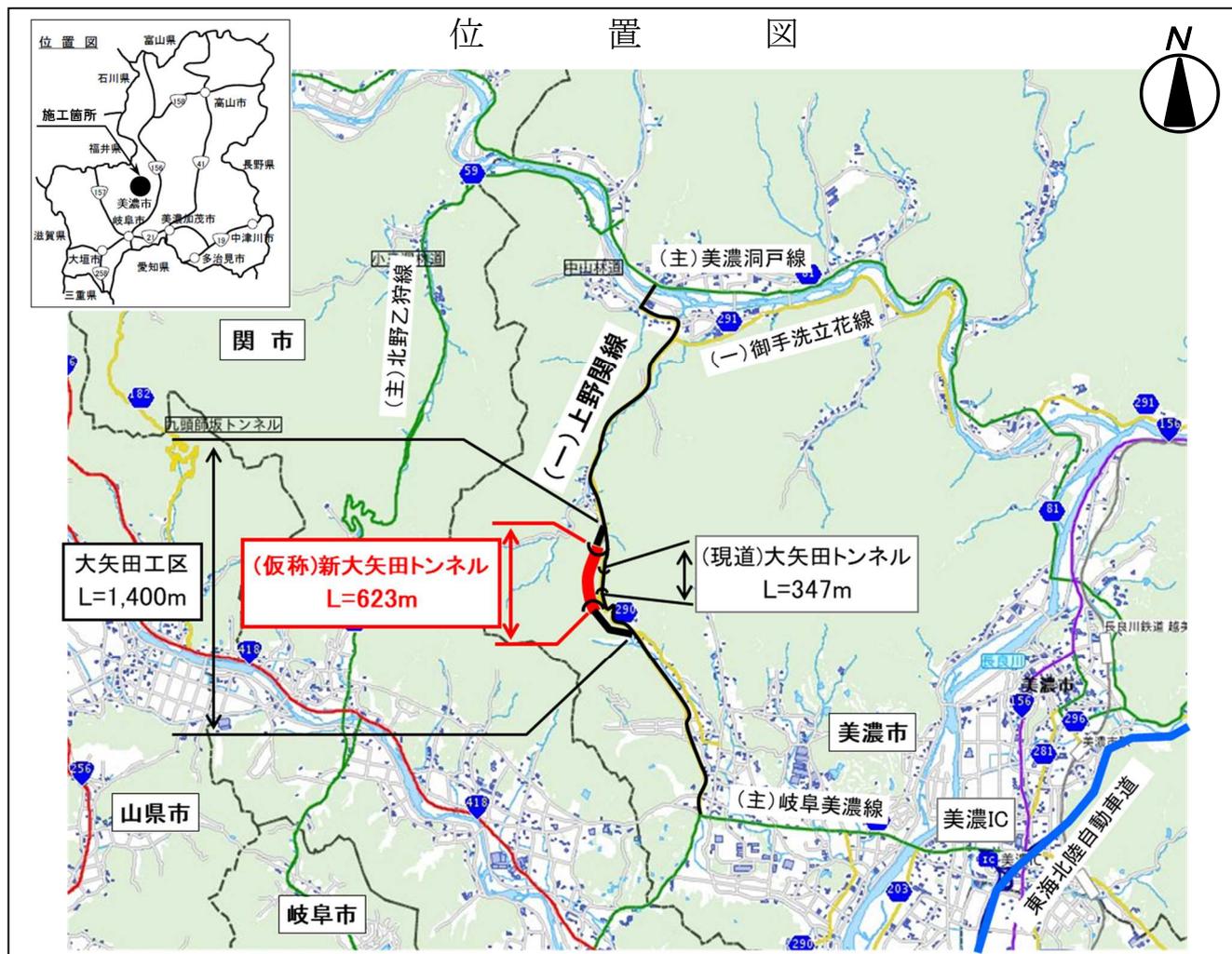
工 期：平成31年3月22日 から 令和5年3月20日限り(約48ヶ月)

契約の相手方：大日本・TSUCHIYA・青協 特定建設工事共同企業体

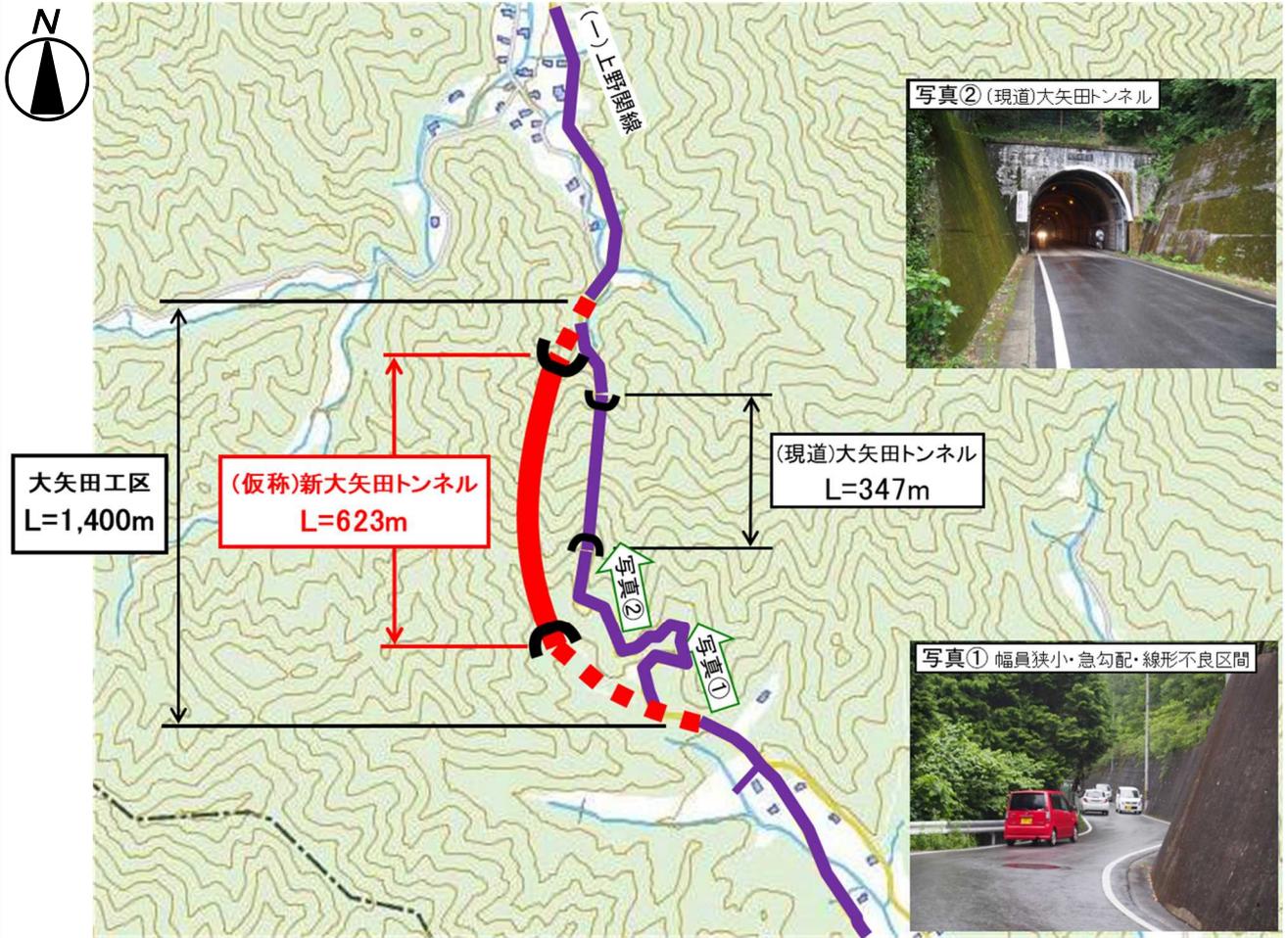
当初契約額：1,533,600,000円(税込)

変更契約額：1,524,183,480円(税込)(9,416,520円減)

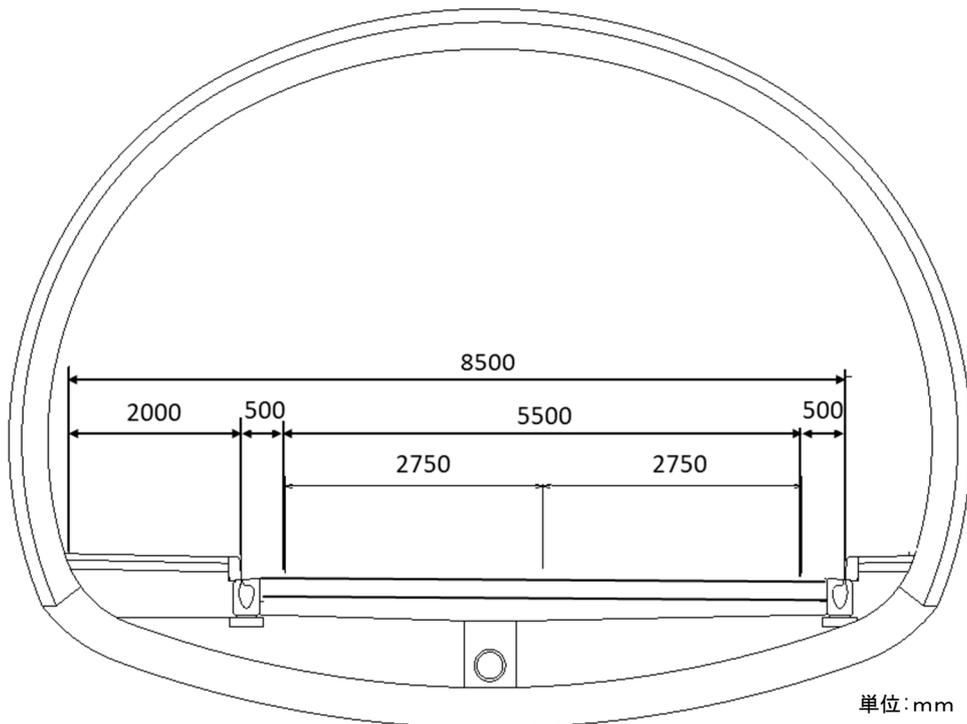
変更理由：交通誘導員の減少等に伴い、契約金額を減額する。



平面図



標準横断図



審査請求に関する諮問について

総務部人事課

退職手当支給制限処分について審査請求があったので、地方自治法第206条第2項の規定により議会に諮問する。

- 1 審査請求人
元県立高等学校教諭
- 2 審査請求があった日
令和3年5月18日
- 3 審査請求の趣旨
退職手当支給制限処分（※）の取消しを求める。

※ 飲酒運転をし、及びガードレールに接触する事故を起こしたことを理由として懲戒免職処分を受けたことに伴い、教育委員会が行った退職手当支給制限処分

4 審査請求の流れ

